

申告時に必要なもの

平成29年中の所得を明らかにできるもの

○給与所得者

給与所得に係る源泉徴収票
(原本)

○公的年金等所得者

公的年金等に係る源泉徴収票

○事業所得者(農業等)

収支内訳書

各種控除を受ける方

○雑損控除：「災害等に関連するやむをえない支出」の領収書等

○医療費控除：医師等の明細書

(領収書はあらかじめ医療を受けた人ごとに支払った合計金額を算出してください。)

※介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスのうち、一定の金額に相当する部分が対象となるので、その領収書

○社会保険料控除：各種支払証明書

※確定申告を役場以外でする方は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の証明書を各担当課で発行します。

○小規模企業共済掛金控除：支払証明書

○生命保険料控除：生命保険料支払証明書

○地震保険料控除：地震(旧長期損害)保険料支払証明書

○寄附金控除：支払証明書

○勤労学生控除：学生証の写し

○初めての住宅借入金等特別控除(1年目)：

・金融機関発行の借入金の年末残高証明書

・売買契約書、請負契約書、建築確認通知書の写し

・家屋の登記事項証明書

・借入金に含まれる敷地等の購入にかかる借入金の控除を受ける場合は、その敷地の登記事項証明書、売買契約書

・認定長期優良住宅に該当する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書(写し可)または認定長期優良住宅建築証明書

その他

○申告書お知らせがきき：税務署からお知らせがきが送付されている方

○印鑑：振替納税を利用される方は本人名義の預金通帳の届出印

○還付を受ける方：申告者名義の預金通帳

○マイナンバー：個人番号カード、または通知カード

お知らせ

【平成29年分の確定申告から医療費控除が変わります】

1. 領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※セルフメディケーション税制を適用する場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になります。

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

2. **セルフメディケーション税制**が創設されました。

…健康保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組みを行った方が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」を受けることができます。

(上限：88,000円)

※健康保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組みとは、特定健康診査・予防接種・定期健康診断・健康診査・がん検診等をいいます。

【マイナンバーの記載等について】

確定申告書を提出するときは、

マイナンバー(12桁)の記載

+

本人確認書類の提示または写しの添付

が必要です。

《本人確認書類の例》

1. マイナンバーカード

2. 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など